

大人の予防接種のご案内

子育て健康課 健康づくり係 ☎(84)5544

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

子育て健康課健康づくり係（役場2階）へお申し込みください。

定期接種として補助が受けられるのは「1回のみ」です。今年度70歳になる方でも、65歳の時に定期接種として予防接種を受けた方については対象となりません。接種を希望する場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。

定期予防接種

○対象者

- 65歳の方（昭和30.4.2～昭和31.4.1生）
 - 70歳の方（昭和25.4.2～昭和26.4.1生）
 - 75歳の方（昭和20.4.2～昭和21.4.1生）
 - 80歳の方（昭和15.4.2～昭和16.4.1生）
 - 85歳の方（昭和10.4.2～昭和11.4.1生）
 - 90歳の方（昭和5.4.2～昭和6.4.1生）
 - 95歳の方（大正14.4.2～大正15.4.1生）
 - 100歳の方（大正9.4.2～大正10.4.1生）
- 接種日に60歳以上65歳未満で内部障害1級の方

○自己負担金 3,000円

任意予防接種

○対象者

接種日に75歳以上で定期予防接種以外の方
接種日に65歳以上75歳未満で内部障害1級の方

○自己負担金 3,000円

風しんワクチン予防接種

定期予防接種

・成人男性の風しんの抗体検査と風しんワクチン予防接種

○対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性
※対象者にはクーポン券を発行しています
まず風しんの抗体があるかどうかの検査を受けていただきます。抗体価が低い方は定期接種として風しんワクチン接種ができます。

○自己負担金 無料

○接種場所 全国の医療機関

任意予防接種

○対象者

妊娠を希望している女性およびその配偶者・パートナー
妊娠している女性の配偶者・パートナー

※次に該当する方は除きます

- ①麻しん風しん混合ワクチンおよび風しんワクチンを2回受けられた方
- ②風しんにかかったことのある方
- ③妊娠中の方

○助成回数・助成金

麻しん風しん混合ワクチン：1人1回限り・上限額 8,000円
風しん単体ワクチン：1人1回限り・上限額 4,000円

○自己負担金

接種費用から助成金を除いた金額を指定医療機関でお支払いください（接種費用は医療機関により異なります）。

○接種場所

足柄上郡5町、南足柄市、小田原市内の医療機関で接種できます。詳しくは子育て健康課健康づくり係（☎84-5544）までお問い合わせください。

※接種の際は医療機関に予約してください

犬の登録と狂犬病予防集合注射

生後3か月以上の犬を対象に、犬の登録と狂犬病予防注射を次の日時で実施します。

▼4月16日(木)

受付時間	実施場所
9:00～9:30	町立体育館前
9:50～10:00	かなん沢・中里地域集会施設前
10:10～10:25	松田庶子第2分団消防詰所前
10:40～10:55	町民文化センター駐車場
11:10～11:30	神山第4分団消防詰所前

▼4月17日(金)

受付時間	実施場所
8:55～9:05	萱沼第8分団消防詰所前
9:25～9:55	田代橋公衆トイレ前
10:05～10:20	宇津茂地域集会施設前
10:30～10:45	寄駐在所横駐車場
11:00～11:15	湯の沢児童センター前

費用 登録と注射 6,650円
注射のみ 3,650円

※つり銭の無いように準備をお願いします

持ち物 愛犬手帳、町からのハガキ

その他 狂犬病予防注射を実施する際には、犬を押さえることができる方が同行し、当日の犬の健康状態を必ず確認してきてください。

※ハガキを送付された方で、該当する犬の死亡などにより登録事項に変更が生じた場合は、次の問い合わせ先にご連絡ください

問 環境上下水道課 環境係 ☎(83)1227

食費（下の表「月額A」）を改定することになりました。令和元年度と比べ、小・中学校は500円、幼稚園は300円増額となります。なお、今までも子育て支援の一環として交付してきた「給食費保護者負担軽減措置補助金（「町補助金B」）は引き続き同額を補助します。今後、町教育委員会では、食育の推進など学校教育が持つさまざまな役割を安定的に維持してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

問 教育課 学校教育係 ☎(83)7023

令和2年度からの給食費

校種	月額A	町補助金B	保護者負担額C (A-B)
小学校	4,500円	950円	3,550円
中学校	4,900円	950円	3,950円
幼稚園	3,600円	200円	3,400円



広報まつだ3月号で掲載させていただきましたが、学校給食費のうち保護者が負担する経費は、学校給食法で定められており、町が負担する給食費（人件費など）以外に必要とする経費となつていきます。具体的には、食料費が保護者負担となります。これまで町教育委員会では、消費税率の改正や食料の値上がりが続いている中、さまざまな工夫をしましたが、現状の学校給食費では献立の種類や質及び栄養価を維持することが厳しい状況であることから、現状の給食費（下の表「月額A」）を改定することになりました。令和元年度と比べ、小・中学校は500円、幼稚園は300円増額となります。

松田町立小・中学校及び幼稚園の学校給食費改定について



学校・幼稚園の給食費は平成26年度の改定以来5年間据え置けてきました。しかし、食料の値上がりや昨年10月1日からの消費税率引き上げなどに伴い、令和2年4月からやむなく給食費の値上げをします。